

## 青森市農機具等マッチング事業実施要領

### （目的）

第1条 この要領は、離農及び規模縮小等の理由により現に利用されていない又は近く利用されなくなる農機具等のうち、引き続き利用可能なものについて、所有者と利用希望者をマッチングすることにより、農業経営の安定と継続を図ることを目的とする。

### （定義）

第2条 この要領における用語の定義は次の各号に定めるところによる。

#### （1）農機具等

農業用機械及び施設。

#### （2）農業用機械

トラクター、田植機、草刈機、管理機、コンバイン、スピードスプレヤーで、一定期間の使用に耐える農業専用のもの。

#### （3）施設

パイプハウス、防風網支柱で、一定期間の使用に耐える農業専用のもの。

ただし、移設が可能なものに限る。

#### （4）出し手

本市に住所を有し、農機具等の財産の処分権を有する個人又は法人であって、農機具等を有償又は無償で譲渡を希望する者。

#### （5）受け手

本市に住所を有し、本市農業委員会農地基本台帳に記載のある個人又は法人であって、農機具等を農業の目的で有償又は無償で譲受を希望する者かつ、対象物件を自身で引き取れる者。

### （農機具等マッチング事業の利用）

第3条 本事業を利用できる者は、前条に定める出し手及び受け手とし、本事業の利用料金は無料とする。

### （市の役割）

第4条 市は、出し手が申請する農機具等の登録・公開及び受け手の情報登録を行い、双方に紹介をするのみであって、農機具等の動作確認、点検、整備、保管、運搬は行わない。また、譲渡に係る交渉、契約等については、当事者間で行うものとし、市は関与しない。

(農機具等の登録及び公開方法)

第5条 農機具等の登録及び公開方法は次のとおりとする。

- (1) 出し手は農機具等の情報を青森市農機具等マッチング事業出し手申込書(以下「出し手申込書」という。)に記載し農業政策課へ提出する。
- (2) 市は、出し手申込書の記載内容を確認したのち、青森市農機具等マッチング事業登録台帳を作成・登録する。
- (3) 市は、出し手から申請のあった情報については随時ホームページ及び窓口で公開する。
- (4) 受け手は農機具等で希望のものがあれば、の情報を青森市農機具等マッチング事業受け手申込書(以下「受け手申込書」という。)に記載し農業政策課へ提出する。
- (5) 市は、受け手申込書を基に、出し手・受け手へ連絡先等を提供する。
- (6) 出し手は、農機具等の登録を取り下げの場合は、農業政策課にその旨連絡する(電話・郵送・FAX・メール可)。
- (7) 登録された農機具等に関する問い合わせは、受け手が出し手に対して直接行うものとし、市は応じない。
- (8) 1年を経過しマッチングが成立されなかった物件については、青森市農機具等マッチング事業登録台帳から抹消し、出し手申込書も抹消する。

(登録された農器具等の譲渡に係る交渉・契約)

第6条 登録された農機具等の出し手と受け手間の譲渡に係る交渉・契約は次のとおりとする。

- (1) 譲渡に係る交渉・契約は、出し手と受け手双方の責任において行うものとし、市は、交渉や契約に関しての仲介を行わない。
- (2) 出し手は、交渉、契約の結果、登録内容の公開がなくなっただ場合は、その旨を農業政策課に報告する(電話・郵送・FAX・メール可)
- (3) 交渉成立後における当該農機具等に係る欠陥、破損及び事故、故障等については、譲渡者と譲受者間で解決し、市は関与しない。

(その他)

第7条 その他必要なものは別に定める。

附 則

この要領は、令和7年3月27日から施行する。